

令和7年度青森圏域移住体験モニター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森圏域連携中枢都市圏（青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村で構成する圏域をいう。以下「青森圏域」という。）への移住を検討している者が、青森圏域に滞在し生活を体験する移住体験モニター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 古民家 石木邸 青森市大字浅虫字内野1番地2
- (2) まちなか移住体験施設 青森市堤町2丁目1番15号
- (3) 今別町お試し暮らし住宅 今別町大字大川平字熊沢地内
- (4) 海峡の家ほろづき 今別町大字襲月字村下70番地
- (5) おだいばオートビレッジ 外ヶ浜町字平館田の沢67番地1
- (6) その他会長が認める施設

(事業の実施期間)

第3条 事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月13日までとする。ただし、会長が認めるときは、当該期間中においてもこれを休止することができる。

(移住体験の期間及び施設の利用時間)

第4条 移住体験の期間は、第2条第1号、第3号及び第4号に掲げる施設にあっては1泊2日以上2泊3日以内とし、第2号、第5号及び第6号に掲げる施設にあっては1泊2日以上5泊6日以内とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
2 施設の利用時間は、第2条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる施設にあっては移住体験の初日の午後2時から最終日の午前10時まで、第4号及び第5号に掲げる施設にあっては移住体験の初日の午後3時から最終日の午前10時までとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(施設の利用回数)

第5条 施設を利用する回数は、同一者の年度内の同一施設の利用は2回までとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(参加要件等)

第6条 移住体験をすることができる者は、青森県外に居住する者であって、数年以内の地方移住を検討しているもののうち、移住体験の期間中に次に掲げる要件をいずれも満たすことができる者とする。

- (1) 青森圏域の市町村を1以上視察すること。
 - (2) 次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める市町村と面談すること。
 - ア 古民家 石木邸 青森圏域の市町村のいずれか
 - イ アに掲げる施設以外の施設 施設が所在する市町
- 2 1回当たりの移住体験をすることができる人数は、1名から4名までとし、各施設1日当たり1組に限定するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでな

い。

(移住体験の申込み)

第7条 移住体験をしようとする者は、移住体験を希望する日（移住体験の初日とする。）の14日前までに、令和7年度青森圏域移住体験申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。ただし、当該期間を経過した場合であっても、施設の管理運営上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(移住体験の決定)

第8条 会長は、前条の申込みを受けたときは、移住体験の可否を決定し、当該申込者に令和7年度青森圏域移住体験決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(アンケートの提出)

第9条 移住体験をした者（以下「移住体験者」という。）は、移住体験終了後7日以内に青森圏域移住体験参加者アンケート（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(費用負担等)

第10条 協議会は、予算の範囲内で、宿泊に要する費用について、移住体験者が第2条第1号から第4号までに掲げる施設を利用した場合にあっては全額負担するものとし、移住体験者が第5号に掲げる施設を利用した場合にあっては1日当たり上限1万円を、第6号に掲げる施設を利用した場合にあっては別に定める額を助成するものとする。

2 協議会は、予算の範囲内で、移住体験者が青森圏域においてレンタカーを借用した場合に、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日数分を上限として、当該借上料を1日当たり上限5,000円を参加者（1組当たり1人に限る。）に助成するものとする。

（1） おだいばオートビレッジ 5日

（2） 前号に掲げる施設以外の施設 3日

3 移住体験者は、請求書（様式第4号）に、第1項に規定する宿泊に要する費用及び前項に規定するレンタカー借上料に係る領収書の写し等を添えて、移住体験が終了した日から7日以内に会長に請求するものとする。

4 会長は、前項に規定する請求書等の提出を受けた場合においては、当該請求書等の内容を確認し、請求があった日から14日以内に支払うものとする。

(移住体験者の遵守事項)

第11条 移住体験者は、施設の利用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 移住体験以外の目的で使用しないこと。
- （2） 施設の全部又は一部を転貸しないこと。
- （3） 施設の清掃及び整理整頓並びに節電及び節水に努めること。
- （4） ごみを適切に処理すること。
- （5） 施設の建物、物品等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- （6） 火災、盗難及び事故の防止に努めること。
- （7） 施設において、営業、販売、勧誘又はこれらに類する活動をしないこと。
- （8） 施設において、宗教又は政治に関する活動をしないこと。

- (9) 施設において、喫煙しないこと。
- (10) 自家用車等を利用する場合は、会長が指定する場所に駐車すること。
- (11) 周辺住民の迷惑となるような行為をしないこと。

(移住体験決定の取消し)

第12条 会長は、移住体験者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住体験の決定を取り消すことができる。

(損害賠償)

第13条 移住体験者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設の建物、物品等を損傷し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年6月4日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に提出されているこの要綱による改正前の令和7年度青森圏域移住体験モニター事業実施要綱に定める様式による書類は、この要綱による改正後の青令和7年度青森圏域移住体験モニター事業実施要綱に定める相当様式による書類とみなす。